

令和7年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年9月11日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年9月11日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和7年9月11日 15時49分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	向出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参 事 兼 希望のまち 推進課長 事務取扱	田中邦男	○	税 住 民 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人権啓発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	5 番	山 本 勝 喜		6 番	山 本 翔 太		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年第3回笠置町議会会議録

令和7年9月11日～令和7年9月30日 会期20日間

議 事 日 程 (第1号)

令和7年9月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 認定第1号 令和6年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第5 認定第2号 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第6 認定第3号 令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第7 認定第4号 令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 第8 認定第5号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件
- 第9 承認第3号 令和7年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件
- 第10 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 第11 議案第38号 笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件
- 第12 議案第39号 笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第40号 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定について
- 第14 議案第41号 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置について
- 第15 議案第42号 裁判の和解の件
- 第16 議案第43号 令和7年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第17 議案第44号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第18 議案第45号 令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第19 議案第46号 令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件
- 第20 議案第47号 令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏も昨年同様に酷暑日が続き、例年にはない暑さがいまだ続いています。体調管理に御留意いただきますよう申し添えます。

議場内では空調を整えています。体調管理のため、また、省エネルギーに対する意識向上と環境負荷の軽減を図るためクールビズを推奨し、ノーネクタイ及び上着の脱着と併せて水などの水分補給を許可します。

本日ここに、令和7年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和7年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により、5番、山本勝喜議員及び6番、山本翔太議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月30日までの20日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月4日、笠置小学校の6年生をお迎えし、笠置町議会初となる子ども議会を開催しました。4人の子ども議員には一般質問を行っていただき、駅の増設や空き家対策などについてとても活発な意見や提案をしていただきました。

7月23日、京都市内において京都府町村議会議長会主催の令和7年度京都府町村議会議員研修会が開催され、議員の皆様と共に出席をいたしました。議員としての資質のさらなる向上と情報収集を図るため、2名の講師による講演を拝聴いたしました。

8月8日、京都市内におきまして、広報編集正副委員長研修会が開催され、向出議員と共に出席をいたしました。

8月22日、京都市内で令和7年度京都府町村議会議運・常任委員長研修会が開催され、山本勝喜委員長、由本委員長と共に出席をし、会議を主宰するものとして、意見の引き出し方や議論の整理、最終的な合意形成や問題解決を円滑に進めるための技法や役割など、いわゆるファシリテーションについて受講いたしました。

8月27日、京都市内におきまして府政懇談会が開催され、西脇知事をはじめ副知事や各振興局長の出席の下、笠置町議会からは小規模自治体における行政運営への人的・財政的支援と非常時におけるキャンプ場からの避難について要望を行いました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営についてですが、今定例会において議案に対する質疑につきましては、同一議員につき、同一の議題について3回までです。

また、質疑は発言通告書を提出していただいた議員を優先します。順序は提出順とします。通告以外の質疑及び通告をされていない方につきましては、後ほど質疑を行っていただきます。

なお、本日審議予定の議案に対する発言通告はありませんので申し添えます。

議会運営上、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日ここに令和7年度第3回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

行政報告の前に、2件の事務の不適切な処理事案について報告させていただきます。

まず1件は、総務省の令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金に関し、書類の管理不備により、地方公共団体情報システム機構への負担金の支払いが完了していなかったため、補助金の交付要件を満たさず補助金不交付となり、一般財源を充当することとなりました。

2件目は、後期高齢者医療保険料の処理誤りにより口座振替ができず、対象の方には後日納付書でのお支払いをお願いすることとなりました。

この場をお借りいたしまして、住民の皆様には深くおわび申し上げます。

今後同様の事案が起こらないよう、制度の認識、組織管理体制の強化に取り組むとともに、事務処理に遺漏がないよう、複数名による確認など再発防止と信頼回復に努めてまいります。

なお、関係する職員につきましては、9月1日付で訓告、嚴重注意を行っております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まずは、笠置キャンプ場についてでございます。

去る7月1日から株式会社一に管理運営を委託しております。これまでからも御説明申し上げておりましたが、キャンプ場で働いている方々にも引き続き業務をお願いしてまいりまして、今のところ大きな問題もなく順調に営業しているところでございます。

また、8月16日には、笠置いこいの館とつむぎてらすにおいて、地域活性化起業人の発案によるアブサロン・夏が開催され、150人を超える方々の参加がありました。「笠置ROCK!」の上映やビンゴ大会、同時開催の灯ろう流しの生中継、また、地元事業者による夜店、ラストには笠置音頭を流しての盆踊りと、夏休みのいい思い出になったかと存じます。改めまして御協力いただきました皆様には、厚く御礼を申し上げます。

次に、町内循環バスの運行について報告いたします。

6月1日に、JRとの接続時間の見直し等により、町内循環バスの時刻改正を行いました。減便により住民の皆さんに御不便をおかけすることとなってしまいました。相楽東部広域バスの利用案内や今回今議会で御提案させていただいております交通空白緊急対策事業の実証により一定改善されるものと考えておりますが、来年度に向け対応を検討してまいりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

先般、台風15号が通過いたしました。本町におきましては被害等は確認されていないものの、全国的には線状降水帯による大雨、そして過去最大規模の竜巻が発生するなど、各地で大きな被害が発生しています。台風や秋の大雨シーズンでもありますので、気象情報や

防災情報に注意していただきながら、少しでも危険を感じた際には早めの避難を心がけてくださいますよう、お願いいたします。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、承認1件、議事案件は補正予算5件を含む11件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町一般会計については、歳入総額17億2,180万3,736円、歳出総額が16億6,013万1,014円、歳入歳出差引額が6,167万2,722円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源が4,983万4,360円を差し引きまして、実質の収支額は1,183万8,362円となり、そのうち地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額を700万としております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（石原千明君） 認定第1号、令和6年度笠置町一般会計決算認定の件について概要説明をさせていただきます。

歳入につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額を、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

それでは、歳入の説明に移ります。

決算書の1ページを御覧ください。

また、歳入歳出に基づく参考資料は2ページ及び3ページとなっておりますので、併せて御覧ください。

町税1億4,956万円、1億5,382万3,980円、1億4,956万1,575円です。不納欠損額19万5,800円、収入未済額406万6,605円です。

地方譲与税 1, 194万5, 000円、調定額、収入済額ともに1, 180万2, 000円。

利子割交付金、4万6, 000円、調定額、収入済額ともに6万7, 000円。

配当割交付金 112万8, 000円、調定額、収入済額ともに146万8, 000円。

株式等譲渡所得割交付金 115万9, 000円、調定額、収入済額ともに181万8, 000円。

法人事業税交付金 209万5, 000円、調定額、収入済額ともに271万6, 000円。

地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに2, 758万5, 000円。

ゴルフ場利用税交付金 3, 308万7, 000円、調定額、収入済額ともに3, 611万6, 899円。

自動車取得税交付金 1, 000円、調定額、収入済額ともに0円。

環境性能割交付金 136万7, 000円、調定額、収入済額ともに147万8, 000円。

地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに374万4, 000円。

地方交付税 9億1, 178万8, 000円、調定額、収入済額ともに9億404万1, 000円。

分担金及び負担金 89万4, 000円、調定額、収入済額ともに60万800円。

続いて、3ページです。

使用料及び手数料 1, 416万7, 000円、1, 820万4, 198円、1, 221万3, 292円です。収入未済額は599万906円です。

国庫支出金 2億3, 440万2, 500円、調定額、収入済額ともに1億4, 466万7, 724円。

府支出金 6, 833万8, 000円、調定額、収入済額ともに6, 433万3, 313円。

財産収入 114万6, 000円、調定額、収入済額ともに114万1, 057円。

寄附金 934万1, 000円、調定額、収入済額ともに795万6, 000円。

繰入金 1億3, 049万8, 000円、調定額、収入済額ともに1億2, 764万7, 265円。

繰越金 4, 947万1, 000円、調定額、収入済額ともに4, 947万1, 825円。

諸収入 5, 905万4, 000円、調定額、収入済額ともに9, 265万2, 986円。

町債 1億4, 232万2, 000円、調定額、収入済額ともに8, 072万2, 000円。

歳入合計、予算現額 18億5, 313万8, 500円、調定額 17億3, 205万

7, 047円、収入済額17億2, 180万3, 736円、不納欠損額19万5, 800円、収入未済額1, 005万7, 511円となります。

次に、歳出の説明に移らせていただきます。

参考資料は4ページとなります。

それでは、決算書の5ページを御覧ください。

議会費4, 483万2, 000円、4, 447万7, 937円。

総務費5億3, 931万8, 000円、4億8, 000万9, 461円。

民生費3億9, 788万500円、3億8, 127万2, 727円。

衛生費1億6, 802万6, 000円、1億6, 092万5, 719円。

農林水産業費3, 373万2, 000円、3, 099万3, 550円。

商工費6, 978万1, 000円、6, 823万192円。

土木費2億9, 997万9, 000円、1億9, 876万5, 293円。

消防費6, 177万1, 000円、6, 115万7, 125円。

教育費8, 579万円、8, 576万6, 000円。

続いて、7ページです。

公債費1億4, 591万8, 000円、1億4, 591万5, 932円。

諸支出金1, 000円、0円。

災害復旧費359万4, 000円、261万7, 078円。

予備費251万6, 000円、0円。

歳出合計、予算現額18億5, 313万8, 500円、支出済額16億6, 013万1, 014円となります。

続いて、93ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額17億2, 180万3, 736円、歳出総額16億6, 013万1, 014円、歳入歳出差引額6, 167万2, 722円、うち翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の4, 983万4, 360円です。それを差し引きますと、実質収支額は1, 183万8, 362円となり、うち地方自治法第233条の2に規定する基金繰入額を700万円としております。

94ページ以降は、財産に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、各課長から令和6年度決算に係る事業の実施状況と成果等の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 令和6年度笠置町一般会計決算認定の件について、総務財政課が所管しております事業につきまして、別冊の令和6年度決算に係る事業の実施状況と成果等、以下報告書と言わせていただきますが、こちらで説明をさせていただきます。

まず、報告書の1ページを御覧ください。

相楽東部広域連合負担金でございます。

総務財政課が所管しておりますのは、1款議会費、2款総務費、3款民生費、9款教育費となっております、決算書は32、36、60、90ページとなっております。

令和6年度は人件費の増額や施設の更新等により、前年度と比較しまして大幅な増額となりました。相楽東部広域連合の負担金につきましては、当該年度の決算額に対して、負担金額の過不足分を翌年度で精算することとなっておりますが、それを勘案いたしましても前年度より2,000万円程度の増額となりました。

主なものとしたしましては、人事院勧告による給料表改定や法改正に伴う会計年度任職員の勤勉手当支給による人件費の増額、また、電算関係の経費としまして仮想化基盤更新業務委託の笠置町負担分で約200万円、笠置小学校の施設改修更新として給食室給水管改良工事に312万4,000円、校内放送設備更新に198万円、家庭科室エアコン設置工事に97万9,000円を支出しており、施設改修更新については過疎対策事業債を活用させていただきました。

成果としましては、事務の効率化やセキュリティ強化のためのDX推進や経年による機器の更新や改良工事等により施設の長寿命化に取り組むことができたと考えております。

続いて、報告書の2ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の防犯対策事業でございます。

決算書は36ページとなっております。

令和6年度は、安心安全なまちづくり施策としまして防犯カメラを設置いたしました。各区長との協議を重ね、各区に1か所ずつ計6台を設置し、設置工事費としまして130万9,000円を支出しております。

設置場所でございますが、飛鳥路区は飛鳥路駐車場、東部区には東部区集会所、西部区も同じく集会所、北部区につきましては笠置町消防団自動車部の車庫、切山区につきましては国道163号線沿いから切山区への登り口、また、南部区につきましては公民館にそれぞれ

設置をさせていただきました。

今後、犯罪等の抑制につながるほか、事件・事故の早期解決や徘徊者の発見などにも役立つと期待しております。

続いて、報告書3ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の電算システム管理事業でございます。

決算書は先ほどと同じく36ページとなります。

電算システム管理事業の令和6年度決算額は1億226万5,729円となっておりますが、電算関係の経費を全体で見ますと、その他の事業で予算計上しております各種システムの導入・更新・改修費用、また、経常的な保守運用に係る費用などを合わせますと約1億3,000万円となっております。

その中でも令和6年度におきましては、令和7年度今年度に予定しております基幹業務システムの標準化移行に係る経費のうち、TRYシステムに関連する経費に3,277万8,240円、また、令和5年度からの繰越事業としまして仮想化基盤機器更新業務に2,596万8,580円を支出しております。標準化移行に係る費用につきましては、デジタル基盤改革支援補助金を財源としております。

電算システムの管理事業では、法改正への対応のためのシステム改修などを迅速に実施することで、窓口業務や給付金支給業務など滞ることなく執行することができたと考えております。

続いて、報告書4ページ、町制施行90周年記念事業で、決算書は同じく36ページです。

昭和9年1月1日の町制施行から90周年を迎えまして、令和6年度に記念式典の開催や自治功労者表彰、住民への記念品配布などのほか、年度内のイベント90周年記念イベントと銘打ち実施させていただきました。

記念品として、新たな笠置町のロゴマークがプリントされたトートバッグを製作し、また、自治功労者・善行者表彰の記念品や盾なども含めまして、報償費として49万8,190円、また、90周年に合わせて町勢要覧を作成しました印刷製本代12万1,000円などを支出しました。

90周年という節目を多くの住民の方とお祝いすることができ、また、次の100周年に向けた新たな思いを共有する場になったと感じております。

続いて、報告書を5ページでございます。

同項6目企画費の地域活性化起業人事業でございます。

決算書は44ページとなります。

令和6年度はDX推進業務担当として派遣型起業人1名を総務財政課に配属し、また、観光振興業務担当として副業型起業人4名を商工観光課へ配属いたしました。

報償費として256万円、行政実務研修派遣負担金として373万3,000円、活動補助金として298万8,077円などを支出しております。

DX担当につきましては、主にLINE等デジタル技術の活用支援や庁内業務のDX推進に向けた伴走支援に従事をいただき、また、観光担当につきましては、観光誘客や企業誘致等、また、関係人口の創出や地域経済の活性化を進めるため、町内外の個人や企業とのパイプ役となり、企画立案、検討協議を重ねるなど、限りある日数の中ではございましたが、活動いただきました。

副業型として複数人の起業人と契約をすることで、民間企業の専門知識、業務経験、人脈など併せ持った多様な人材が活用できたことで、様々な意見を取り入れながら、笠置町の観光振興や地域活性化について支援いただくことができました。5名の起業人につきましては、今年度も契約を継続し、それぞれの業務に従事をいただいております。

続いて、報告書6ページ、同項8目防災諸費の防災事業でございます。

決算書は44から45ページとなります。

令和6年度は防災事業として982万6,991円支出しております。

主な内容としましては、本庁舎と保育所のAED更新に62万7,000円、防災備蓄食レトルト米粉パンや簡易トイレ、ペーパー歯磨きなどの備蓄品の更新に107万6,472円、防災行政無線やデジタル移行に伴う戸別受信機の補充購入に118万8,000円を支出しております。

また、電源立地地域対策補助金を活用しまして、防災活動用公用車を購入し、令和5年度に購入しました給水タンクと併せて給水車としての更新が整ったところでございます。

続いて、報告書7ページ、同款4項選挙費、7目笠置町議会議員選挙費、笠置町議会議員選挙でございます。

決算書は50ページとなります。

令和6年10月末日の笠置町議会議員の任期満了に伴い、10月20日を投開票日とし、笠置町議会議員一般選挙の執行を予定をしておりました。執行額193万7,955円の主な内容は、選挙ポスター掲示板の作成等委託料として29万9,420円や候補者表示物等の消耗品19万5,800円、選挙運動用のビラ証紙の印刷代19万2,500円などです。

また、令和2年の公職選挙法の改正により選挙運動費用の公費負担が拡充されて以来、今回が初めての議会議員選挙となり、立候補者の皆様の選挙運動用ポスターやビラの作成、選挙運動用自動車などに係る経費に対し111万9,545円の負担金を支出しております。

結果としましては、定数以上の立候補者がなく無投票となったところでございますが、こうした公費負担を拡充することで、新たな候補者の創出につながったのではないかと考えているところでございます。

今後も課題となっている議員の成り手不足を解消するため、啓発活動や主権者教育などに取り組んでまいりたいと思っております。

以上、総務財政課が所管しました主な事業についての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私からは税住民課が所管いたします主要事業の実施状況と成果等について御説明させていただきます。

報告書の8ページを御覧ください。

決算書の48ページ中ほどにございます戸籍住民基本台帳事務、こちら執行額といたしまして2,389万4,359円となっております。こちらの事業ですけれども、会計年度任用職員の報酬を含む歳出となっております。住基ネット機器などの保守委託料のほか、令和6年度事業といたしまして戸籍情報システム法改正対応、法務省分としまして803万円、総務省分といたしまして605万円を支出しております。

特定財源といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらが1,408万円充当されております。

事業の成果といたしまして、本年度に計画されていたシステム改修について年度内に完了してございます。

続きまして、報告書の9ページでございます。

決算書でいいますと74ページ中ほどにございます相楽東部広域連合分担金の衛生分でございます。執行額といたしましては4,939万4,000円ということになっておりまして、相楽東部広域連合負担金のうち、主にごみ処理に係る負担金を支出したものでございます。

負担金の内訳といたしましては、センター維持費こちらで44万1,000円、ごみ処理費用といたしまして3,761万9,000円、その他乾電池処理ですとかごみ袋の購入等

に係る経費といたしまして1, 133万4, 000円を支出しております。

事業の成果という形なんですけれども、令和6年度のごみの収集実績といたしまして、可燃ごみについては164.8トン、缶類につきましては2.7トン、粗大ごみについては77.6トンなどとなっております。

続きまして、報告書10ページを御覧ください。

決算書でいいますと同じページになりますけれども、ごみ処理広域化検討事業といたしまして82万1, 888円を支出してございます。

伊賀市、名張市及び南山城村との4市町村によるごみ処理の広域化を検討しているこの事業でございますけれども、ごみ処理広域化の検討協議会、ごみ処理広域化基本構想検討委員会を令和6年4月1日付で設置いたしまして、協議会を5月に開催、委員会は6月、11月、そして翌年の3月の計3回開催しました。そして、そのほか幹事会、また課長会を通じまして協議・検討を重ねているものでございます。

続きまして、次のページでございます。

決算書でいいますと58ページに戻るわけなんですけれども、定額減税補足給付金事業（調整給付）といたしまして、執行額770万9, 469円となっております。

事務処理基準日を令和6年6月3日といたしまして、令和6年1月1日時点で笠置町に住所を有する方、その方に対してのうち定額減税し切れないと見込まれる方に対して不足額を給付したものでございます。

主な支出内容としましては、定額減税補足給付金といたしまして749万円を支出しております。

こちらの特定財源につきましては、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちら770万9, 469円と100%充当になっております。

事業の成果といたしまして、本事業対象者209人のうち給付実績207人、給付率といたしましては99%となっております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、失礼いたします。

保健福祉課が所管しております事業につきまして説明をさせていただきます。

報告書の12ページをお願いいたします。

価格高騰重点支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯分）でございます。執行額とい

たしましては114万2,504円でございます。

決算書56ページに詳細が書かれております。

主な事業内容なんですけれども、令和6年6月3日に笠置町に住民登録のある令和6年度住民税において新たに個人住民税均等割のみ課税となった者のみで構成されている世帯に対して給付金を支給するものでございます。

令和6年度では、令和5年度からの繰越分で2世帯、それから令和6年度で9世帯、合わせて11世帯の方に10万円を給付させていただきました。給付率は100%となっております。

事業の成果といたしましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰による家計負担の軽減に寄与することができたものと考えております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

決算書は56ページ、価格高騰重点支援給付金事業（子ども加算分）でございます。執行額は18万8,362円でございます。

令和6年度住民税において、新たな住民税均等割非課税世帯及び新たな住民税均等割のみ課税世帯への給付対象者と基準日である令和6年6月3日において同一世帯となっておる18歳以下の児童1人当たりに対しての給付金を支給する事業でございます。

令和6年度では、3名の方に5万円の15万円を給付しております。給付率は100%となっております。

事業成果につきましては、住民税非課税世帯及び住民税金均等割のみ課税世帯に対する物価高騰による家計負担の軽減に寄与することができたものと考えております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

決算書は58ページでございます。

価格高騰重点支援給付金事業（住民税非課税世帯分）でございます。

令和6年6月3日に笠置町に住民登録のある令和6年度住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯に対して給付金を支給するものでございまして、6年度では11世帯に10万円を給付させていただきました。給付率のほうは100%となっております。これにつきましても非課税世帯に対する物価高騰による家計負担の軽減に寄与することができたものと考えております。

続きまして、15ページでございます。

決算書は同じく58ページ、自殺対策推進計画策定事業でございます。執行額は339万

5, 868円でございます。

この事業は相楽東部3町村の自殺対策の基本的な方向性を示します自殺対策推進計画（いのちの輝き見守りプラン）計画期間が令和6年度で終了することから、次期計画を策定したものでございます。

計画では令和7年度から令和11年度までの5年間の相楽東部3町村の自殺対策の基本的な方向性、地域における連携ネットワークの強化や相談体制の充実と人材の育成などの方向性を示す自殺対策推進計画を策定させていただきました。

続きまして、16ページをお願いいたします。

決算書は60ページでございます。

物価高騰重点支援給付金事業（住民税非課税世帯分）でございます。執行額は549万7,630円でございます。

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担を軽減するため、住民税非課税世帯を対象に低所得世帯の臨時的な措置として、1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

この事業につきましては、令和6年12月13日において笠置町に住民登録があり、世帯全員の住民税が非課税の世帯に対して給付いたしております。対象が194世帯で182世帯に給付いたしております。93.8%です。なお、残りの12世帯のうち確認書未提出が3世帯、単身4世帯は送付前に亡くなれております。なお、5世帯分につきましては、令和7年度において給付済みでございます。

住民税非課税世帯に対するエネルギー・食料品の物価高騰による家計負担の軽減に寄与するものができたものと考えております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

同じく決算書の60ページで、物価高騰重点支援給付金のこども加算分でございます。執行額が36万円となっております。

これにつきましては、先ほど説明いたしました住民税非課税世帯分のうち18歳以下の児童がいる世帯にはこども加算ということでお一人当たり2万円を給付いたしました。

令和6年度では18人、7世帯に計2万円を給付いたしております。給付率は100%となっております。

これにつきましても家計負担の軽減に寄与することができたものと考えております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

決算書は66ページでございます。

児童手当の支給事業でございます。執行額が671万9,142円でございます。

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものでございます。

令和6年12月支給分から児童手当の制度が一部改正され、次のとおり変更して支給いたしております。まず、児童手当の支給対象年齢が18歳まで拡充。また、所得制限が撤廃され、所得にかかわらず支給。第3子以降の手当月額が3万円に増額。それから多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充。支払い回数が年3回から年6回の偶数月になっております。

主な支出では、児童手当に633万円、それからシステム改修負担金としては36万3,000円を支出いたしております。以上でございます。

続きまして、19ページでございます。

笠置未来っ子応援事業でございます。

決算書の66ページでございます。

執行額は44万1,344円でございます。

これにつきましては、令和6年4月1日において笠置町に住所を有し、次のいずれかに該当される方に給付金を支給させていただいております。

当該年度の4月に学校教育法第1条に規定する小学校もしくは中学校に入学した児童に対し1人当たり3万円です。

令和6年度では、小学校入学で2人の方、それから中学校入学で3人の方、計15万円を支給いたしております。また、4月1日時点で前年度に中学を卒業した児童に対し1人当たり8万円を支給いたしました。この対象者の方は3名で24万円を給付いたしております。

それから、新生児の出生時から引き続き笠置町の住民基本台帳に登録されており、出生から6か月以上町に住所を有する意思のある保護者に対して新生児1人当たり5万円を支給する事業で、お一人の方に支給いたしております。

令和6年度では、高校入学時のタブレットに係る費用負担増を支援するため、対象者給付金を1人当たり5万円を追加して給付したものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

決算書は同じく66ページでございます。

こども計画策定事業でございます。執行額が310万8,000円でございます。

これにつきましては、こども基本法が令和5年4月に施行されたことに伴い、こども計画

の策定が必要となったことから、本町においては令和6年度及び令和7年度の2か年をかけて計画を策定するものでございます。

6年度におきましては、計画策定に必要となる子育て世帯へのアンケート等を実施いたしております。

次に、21ページをお願いいたします。

決算書ページは70ページ及び72ページでございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業でございます。執行額は95万6,286円でございます。

この事業につきましては、京都府の後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を効果的かつ効率的に推進することにより、被保険者の健康寿命の延伸や生活の質の向上等を図ることを目的にしたものでございます。

主な内容は、ハイリスクアプローチということで、健康状態が不明者の対策でございます。令和6年度におきましては、健康状態不明者対象3名中2名に訪問を実施いたしております。

次に、ポピュレーションアプローチということで、健康教育はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室やすこやか元気クラブで気軽に相談できる環境づくりの健康相談、フレイル状態の把握を実施いたしております。

令和6年度におきましては、健康相談が述べ31回実施、169名の御利用をいただきました。すこやか元気クラブでは、健康相談と同時開催分のみですが、10回分延べ58名。運動教室（はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室）では、24回の延べ409名。

通年事業で、新規の参加者も見られ、フレイル対策への関心を持っていただける機会もつくれたというふうと考えております。いずれの事業も健康増進だけではなく、参加者同士の交流もあり、社会参加の場としての機能を果たしていると考えております。

以上で保健福祉課の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） それでは、希望のまち推進課分について御説明申し上げます。

報告書の22ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、笠置いこいの館管理運営事業でございます。

決算書は42ページとなります。

御承知のとおり、いこいの館は、現在、温浴部門は休業中でございますが、会議室やゲー

トボール場の貸館業務を継続して実施したほか、施設の維持管理に係る経費を支出いたしました。

主な支出といたしましては、受付業務等の会計年度任用職員の報酬57万9,432円、光熱水費や燃料費等の需用費といたしまして819万8,707円、消防設備保守点検をはじめ保守点検等の経費、委託料といたしまして297万3,933円となっております、執行額計1,175万2,072円となりました。前年度と比べまして約150万円の減となっております。管理業務の一部を社協にお願いすることにしたことに伴いまして、人件費を減額することができたことによりまして減額となったものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、観光事業でございます。

決算書は80ページとなります。

もみじまつり、食の祭典鍋フェスタ、花火、さくらまつりを笠置町制施行90周年記念イベントとして実施いたしました。

主な支出といたしましては、各イベント事業費負担金といたしまして706万円、内訳はもみじが100万円、鍋フェスタ300万円、花火300万円、さくらまつり6万円でございます、執行額計886万5,408円となっております。前年度執行額に対しまして約240万円の増となっております、これは花火の経費の増が主な要因でございます。

もみじまつりにおきましては、11月の1か月間ライトアップを行うとともに、11月24日にはもみじ公園にて秋の祭典としてステージイベントや特産品の販売等を実施し、合計で約1,600名の方々にお越しいただきました。

鍋フェスタ、花火につきましては2月1日に開催し、御当地鍋15店舗、うち町内4店舗、御当地グルメ23店舗、うち町内3店舗の出店があったほか、当日のエンディングといたしまして、花火をキャンプ場内で打ち上げ、合計で約8,000名の来訪があったところでございます。

さくらまつりにおきましては、3月29日に開催し、笠置町及び近隣の特産品等の出店10店舗、うち町内が6店舗でございます。地元サークルによるステージイベント等によりまして約350名の方々にお越しをいただきました。

これらによりまして笠置町内ににぎわいをもたらし、併せて笠置の魅力を発信することができたのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 令和6年度笠置町一般会計決算認定の件につきまして、建設産業課が所管しております事業につきまして報告書を用いて御説明させていただきます。

報告書の24ページを御覧ください。

まず、道路維持事業でございます。

決算書は84ページになります。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費です。

主な実施内容は、町道の除草作業、路肩崩壊箇所の道路改良工事です。

主な支出内訳は、委託料で1,799万6,000円、工事請負費で3,150万4,700円です。

成果としましては、各地域からの要望を適時実施したことによりまして、環境改善ができ、町道の補強等により、歩行者並びに運転者への安全確保ができ、交通安全対策につながったと考えております。

続いて、報告書の25ページを御覧ください。

道路新設改良事業でございます。

決算書は86ページになります。

同款項3目道路新設改良費です。

主な実施内容は、町道附帯事業用地鑑定業務及び離合困難箇所の拡張工事です。

主な支出の内訳は、委託料で34万円5,400円、工事請負費で320万円です。

成果といたしましては、道路拡張によりまして歩行者と車両の間に安全確保ができ、交通安全対策につながったと考えております。

続いて、報告書の26ページを御覧ください。

橋梁維持事業でございます。

決算書は同じく86ページになります。

同款項4目橋梁維持費です。

主な実施内容は、長寿命化に基づきまして、橋梁補修設計及び維持補修工事を実施いたしました。

主な支出といたしまして、委託料で241万5,600円、工事請負費で8,203万1,000円です。

成果といたしましては、維持補修工事を実施したことにより、長寿命化対策が進められたと考えております。

最後に、報告書の27ページを御覧ください。

住宅維持管理事業でございます。

決算書は同じく86ページになります。

同款5項住宅費、2目住宅管理費。

主な実施内容につきましては、町営住宅の除草及び側溝清掃及び住家内の段差解消を実施いたしました。

主な支出といたしましては、工事請負費で646万8,900円です。

成果といたしましては、町営住宅利用者が安心して住み続けることができる住環境が整備できたと考えております。

以上で建設産業課が所管いたします主な事業について説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田紀子君） 失礼いたします。

私のほうからは、人権啓発課が所管しております事業につきまして説明をさせていただきます。

報告書の28ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費の隣保館デイサービス事業でございます。

決算書は60ページとなります。

令和6年度は隣保館デイサービス事業といたしまして388万2,215円の支出をしております。

主な支出内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬や職員手当等といたしまして324万390円、使用料及び賃借料といたしまして15万8,400円などを支出しております。

隣保館運営等費補助金が特定財源となっております。

成果といたしましては、設置している電気健康器具ヘルストロンを活用し、高齢者の健康増進、閉じ籠もり防止等を図ることができたとともに、高齢者の情報交換の場や園芸作業や文化祭に展示する作品づくりをしたり交流の場となることから、利用者の増加にもつながることができたと考えております。

以上、人権啓発課所管の事業についての説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 令和6年度の決算関係の審査意見書を報告させていただきます。

まず、意見書の審査についてですが、1、審査対象としては、令和6年度の決算関係及び関係帳簿書類を審査対象といたしました。また、そのほかの関係帳簿書類及び台帳も審査対象としています。

2番目、決算審査日は、令和7年8月4日、5日、6日の3日間行いました。

また、出席者として、町長、参事、会計管理者、関係所属長並びにその課員の出席の下で決算の審査を行いました。

審査の総括意見を報告させていただきます。

令和6年度笠置町一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合しました。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、おおむね適正なものであったと認めました。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性等を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査をしました。

初めに、毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題について各課から現状を伺いました。私債権の問題については、日々徴収事務に尽力されているとの報告を受けています。大変な苦労があることは重々承知しているものの、依然として過年度における滞納がまだに残り続けている現状であります。使用料等の納付は、使用者の義務であり、公平性を損なわないためにも、引き続き徴収に尽力をいただきたい。また、債権管理条例の運用についても整理するなどして、適切な運用に取り組まれない。

笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持してきた経過があり、令和7年度にはなりますが、民間会社によって再開に向けて企業版ふるさと納税等を駆使することによって期待もしていますが、同時にコスト面等での心配も非常に大きく、町の活性化なしでは非常に難しいものになると考えます。いこいの館を再建するに当たり、その方法等について住民への説明や周知が必要ではないか、また、財政状況は今後一層厳しさが増す中で、住民がいこいの館再建についてどう考えているのかを聞く機会を設け、活かしてほしいと思

います。

また、サテライトオフィスやお試し住宅、移住定住プラザ等の施設についても同様に、毎年維持管理費等もかかっていることから、その費用対効果も鑑み、町民だけではなく、町外から人を呼び込む方法と併せて新たな利活用について取り組み、早期に対策を講じる必要があります。

次に、補助金の問題について、不適切な事務処理が複数発覚しました。過去にも同様の事案がありながら改善されていないのは由々しき問題であります。やはり今後はこのようなことが絶対に起こらないように、課の中での職員の連携や悩みを相談できる関係づくりを目指して行ってほしいです。そのためには職員間のコミュニケーションが不可欠であることから、町長、参事、管理職の方々については、職員配置や組織の見直し等により、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化に努められるとともに、職員間のしっかりとした連絡体制を確立し、常に住民福祉の視点に立ったスムーズな行政運営ができるような取組をお願いしたい。

また、各課の決裁文書を確認する中で、相対的に決裁に伴うチェック体制が十分に機能していないのではないかとと思われる点が見受けられました。もう一度おのおのが基本に立ち返り、公文書ということを再認識して業務に当たってもらいたい。

また、主要事業実施に当たり、PDCA体制をさらに充実させ、今後に活かしていただくことを望みます。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付している。地方公共団体は、事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果を上げ、常に組織運営の合理化と規模の適正化を図らなければなりません。我々監査委員はそのような思いと職責から監査意見を付しているからこそ、過去の定期監査報告書にも目を通していただき、監査意見を自身の業務に照らし合わせ日常業務に活かされたい。

最後に、行政側が思い描く笠置町の将来像と住民ニーズを実施するため、財政状況や職員体制と照らし合わせながら、笠置町の総合計画に沿った予算を計上し執行するとともに、その事業が本当に必要かという問いかけも常に持ち、より効率的で有効な事業実施に取り組んでいただきたい。また、笠置町が取り組んでいることを住民に周知し、財政状況は厳しい中でもこういった目玉政策をしている等の笠置町としてのビジョンを伝えていくべきではないでしょうか。その中で、目的を見据えて必要な事業を選択され、そこに職員一人一人が笠置

町への思いを持った上で主体的に行動することで、組織としての知見が集積されることを忘れず、その成果を次年度予算に反映されることを望み、総括意見といたします。

続きまして、審査の結果です。

決算、（１）決算規模、令和６年度笠置町一般会計、特別会計の決算は次のとおりです。

単位は円となります。

一般会計の予算現額は１８億５，３１３万８，５００円です。一般会計の決算額は、歳入額１７億２，１８０万３，７３６円です。歳出額は１６億６，０１３万１，０１４円です。一般会計の決算額の差引額は６，１６７万２，７２２円となりました。

特別会計の予算現額は５億９，８７８万８，０００円です。特別会計の決算額は、歳入額で５億９，７６３万５，９２２円です。歳出額は５億４，０７７万４，７５８円。特別会計の決算額差引額は５，６８６万１，１６４円となっています。

予算現額の合計額としては２４億５，１９２万６，５００円です。

それぞれの数字については決算のところで各課からも報告をさせていただいておりますので、以下については省略をさせていただきます。

一般会計についての決算の意見を述べさせていただきたいと思っております。

それぞれの数字については省略をさせていただきます。

一般会計における決算審査意見としては、まず、予算現額と調定額の差について触れておきたいと思っております。特に補助金等について触れておきたいと思っておりますが、決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額等が費目ごとに記載されていますが、従来から決算審査において予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが主に補助金等で散見されていたため指摘していました。歳入の過大評価は歳入欠陥を引き起こすとともに、歳入に見合わない極端な予算編成となり得ます。また一方で、町税などの徴収業務などについて前年度においても執行部側として今までの徴収実績に基づきまして、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいております。前年度から引き続き適正な予算編成に努められていただいていることから、一定の評価をさせていただいております。

令和６年度から令和７年度への繰越明許費においては、１０事業で合計１億３，０２６万１，１６０円ではありますが、前年度より改善が見られます。しかしながら、住民の生活に少しでも早く還元できるように、今後もできるだけ繰越しせずに事業に取りかかっていたくようにお願いをいたします。

一般会計の意見、審査は以上となります。

続きまして、令和6年度の健全化比率及び資金不足比率審査意見書について報告をさせていただきます。

まず、1、審査の概要としまして、この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施をいたしました。

2番目、審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記としまして、各年度の健全化比率について。

単位はパーセントになっています。

0%以下の場合には「-」として表示をしています。

令和5年度の実質赤字比率は-、また、同年度の連結実質赤字比率は-、同年度の実質公債費比率は6.3%、同年度の将来負担比率は-。

令和6年度の実質赤字比率は-、同年度の連結赤字比率は-、同年度の実質公債費比率は6.6%、同年度の将来負担比率は-となっています。

早期健全化比率基準は、実質赤字比率が15%、連結赤字比率が20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350.0%となっております。

(2) 個別意見。

実質公債費比率について。

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示すもので、本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.3ポイント増加しています。

その要因としては、令和6年度からの公営企業会計の適用により、水道事業会計で減価償却費が発生し、損益計算の元となる収益的収支が悪化したため、企業運営上、可能な限り収益的収支を赤字運営とならないよう運営する方針の下、収益的収入へ一般会計から補助金（他会計補助金）を多く交付した。一方で、減価償却費見合いの一般会計補助金は、事実上補填財源となることから、4条資本的収入額が資本的支出（起債元金償還金）に対し不足する額を補填可能なため、4条への繰入金額は法適用前の繰出基準による繰出額より大きく減少いたしました。

上記理由に伴い、令和6年度における単年度での実質公債費比率は6.7%となり、令和5年度の6.9より改善が図られています。なお、3か年平均では令和6年度は6.6となり、令和5年度の6.3%より上昇していますが、これは令和3年度における単年度での実質公債費比率が5.3%と低率であったことに起因をするものであります。

今後に向けて企業版ふるさと納税等、町として新たな歳入の見通しを検討されたいと思います。全ての比率に影響を及ぼす標準財政規模は、国の動向や当町の財政状況により変動し、数年後の状況を確認に見込めないところもありますが、実質公債費率については現在の借入状況から今後も増加傾向で推移するものと推測されるため、財政状況を鑑みた上で、計画的な地方債の発行等、引き続き財政の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘する事項はありません。

令和6年度の資金不足比率審査意見書について報告をいたします。

1、審査の概要。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記。

各年度の資金不足比率について。

単位はパーセント。0%以下の場合「－」として表示しています。

令和5年度の資金不足比率は－、令和6年度の資金不足比率は－、経営健全化基準は20.0%です。

(2) 是正改善を要する事項。

特に指摘する事項はありません。

なお、この間幾つか事務の不適切な処理、またミスが見られました。今後このようなことがないように体制の見直し等図られたいと思います。

以上をもちまして監査の意見書とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましては、本日は説明にとどめます。

ここで休憩をします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時11分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第5、認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町国民健康保険特別会計については、歳入総額が2億911万9,083円、歳出総額が1億7,865万1,672円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3,046万7,411円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（石原千明君） 認定第2号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について概要説明をさせていただきます。

歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額を、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額の数値をそれぞれ読み上げることで説明に代えさせていただきます。

それでは、歳入の説明からとなりますので、決算書の1ページを御覧ください。

参考資料は5ページとなります。

国民健康保険税2,224万1,000円、2,069万6,600円、1,968万1,290円、収入未済額101万5,310円です。

使用料及び手数料1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万8,805円。

国庫支出金、予算現額、調定額、収入済額ともに34万5,000円。

府支出金1億4,815万5,000円、調定額、収入済額ともに1億3,741万8,000円。

財産収入1万1,000円、調定額、収入済額ともに1万561円。

繰入金1,163万8,000円、調定額、収入済額ともに1,106万7,930円。

繰越金4,024万5,000円、調定額、収入済額ともに4,024万5,394円。

諸収入34万3,000円、調定額、収入済額ともに29万9,600円。

歳入合計、予算現額2億2,299万3,000円、調定額2億1,013万4,393円、収入済額2億911万9,083円、収入未済額101万5,310円となります。

続いて、歳出の説明に移ります。

3ページを御覧ください。

総務費235万円、223万4,335円。

保険給付費1億5,469万1,000円、1億1,063万7,027円。

国民健康保険事業納付金5,435万円、5,434万6,600円。

保健施設費148万9,000円、140万749円。

基金積立金1,000万8,000円、1,000万7,561円。

諸支出金10万5,000円、2万5,400円。

歳出合計、予算現額2億2,299万3,000円、支出済額1億7,865万1,672円となります。

続いて、19ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額2億911万9,083円、歳出総額1億7,865万1,672円、歳入歳出差引額3,046万7,411円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,046万7,411円となります。

以上で説明を終わります。

失礼いたしました。

歳入におきまして、諸収入予算現額34万3,000円、調定額は33万2,103円、収入済額におきましても33万2,103円に訂正させていただきます。失礼いたしました。
議長（西 昭夫君） 次に、事業内容等の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

令和6年度笠置町国民健康保険特別会計の決算につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

決算書5ページから6ページでございます。

こちら1款国民健康保険税につきまして、現年分の収納率は97.2%、滞納分の収納率は59.9%となっております。現年分の収納率は前年度と比べますと若干低くなっておりますけれども、全体の収納率としましては95.1%となりまして、前年度の収納率94.7%より高くなっております。

今後も引き続きまして京都地方税機構と連携を図りながら、徴収率の向上、税の公平負担等に努めさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳出でございます。

11ページからになりますけれども、11ページから14ページにかけて記載のございます一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、そして葬祭費を合わせました保険給付費等に関しまして前年度と比較しましてマイナス14.53%となりました。これは被保険者数の減少、これが要因ではないかと考えております。

次に、決算書の15ページから16ページでございます。

4款保健施設費でございます。1目保健衛生普及費、人間ドック委託料では歳出額72万5,620円となりまして、令和6年度の受診者は、短期で2名、外来で17名、計19名でございます。また、特定健診審査事業費の委託料といたしましては56万6,108円となっております。

さきに開催いたしました笠置町の国民健康保険の運営に関する協議会におきまして、委員の方より特定健診、また人間ドックの受診勧奨につきまして、さらなる広報、周知に努めるべきとの御意見もいただいておりますので、工夫をしながら広報、周知に努めさせていただきます。

以上、簡単ではございますけれども、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計決算に係る説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 令和6年度の国民健康保険特別会計の決算について監査の意見を報告させていただきます。

なお、決算の内訳等額については既に報告がありますので、省略をさせていただきます。

本年度の国民健康保険税の収納率は95.1%となり、前年度収納率94.7%より増となりました。不納欠損額も本年度はなく、収納率が前年度よりも増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡、調整が十分に図られているものと思われま。また、新たな収納促進の一環として、未収納者が役

場に来庁された際に声かけをされていることは、個人情報取扱い等には十分な配慮が求められますが、一つの対策としては評価をさせていただきたいと思います。相互扶助制度で成り立っている保険制度であることを納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるように期待したいと思います。

笠置町の被保険者の健診受診率は前年度が23.5%であったのに対し、本年度は26.7%で3.2ポイント増加しており、依然として府や国の水準には達していませんが、令和5年度より受診率を高める施策として特定健診費用を無償化していただいた効果が出てきているのではないかと評価いたします。今後も広報による周知や啓発等を実施していただき、受診率向上に資する施策の展開を進められることに期待したい。

以上で報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第6、認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町介護保険特別会計については、歳入総額が3億2,219万9,762円、歳出総額が2億9,592万1,060円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,627万8,702円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（石原千明君） 認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、概要説明をさせていただきます。

歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額を、歳出につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額の数値を読み上げることで説明に代えさせていただきます。

それでは、歳入からの説明となりますので、決算書の1ページを御覧ください。

参考資料は6ページとなります。

保険料5,115万6,000円、5,098万6,110円、5,072万

2, 810円、収入未済額は26万3,300円です。

使用料及び手数料1万円、調定額、収入済額ともに3,000円。

国庫支出金6,701万6,000円、調定額、収入済額ともに8,211万6,396円。

支払基金交付金7,041万1,000円、調定額、収入済額ともに7,095万1,000円。

府支出金4,060万8,000円、調定額、収入済額ともに4,018万5,907円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに391円。

繰入金4,429万2,000円、調定額、収入済額ともに4,181万1,715円。

繰越金3,457万円、調定額、収入済額ともに3,457万740円。

諸収入103万3,000円、調定額、収入済額ともに183万7,803円。

歳入合計、予算現額3億909万7,000円、調定額3億2,246万3,062円、収入済額3億2,219万9,762円、収入未済額26万3,300円となります。

続いて、歳出の説明に移ります。

3ページを御覧ください。

総務費199万5,916万円、183万7,497円。

保険給付費2億5,577万6,000円、2億4,446万8,926円。

地域支援事業費2,155万9,000円、2,088万1,597円。

公債費、予算現額、支出済額ともにゼロ円。

予備費97万2,693円、ゼロ円。

諸支出金1,809万円、1,802万9,649円。

基金積立金、予算現額、支出済額ともに1,070万3,391円。

歳出合計、予算現額3億909万7,000円、支出済額2億9,592万1,060円となります。

続いて、23ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額3億2,219万9,762円、歳出総額2億9,592万1,060円、歳入歳出差引額2,627万8,702円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,627万8,702円となります。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、事業内容等の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、認定第3号、令和6年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、主なものを御説明させていただきます。

決算書の5ページをお願いいたします。

まず、歳入予算について御説明させていただきます。

1款保険料、1項介護保険料では、被保険者数約654人を対象に特別徴収、普通徴収合わせて収入済額が5,072万2,810円となっております。特別徴収保険料現年分と普通徴収保険料の現年分につきましては、徴収率が99.66%となっております。滞納繰越分では26.24%となっており、それぞれ前年度より徴収率が悪くなっております。今後とも徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、特別徴収保険料の収入済額に過誤納金還付未済額4万9,260円を含んでいることから、収入未済額がマイナス4万9,260円となっております。これは今年度4名の方が亡くなられたことにより保険料の還付が発生しましたが、年金局等からの通知がないため、年度内に返還できなかったものでございます。

続きまして、3款の国庫支出金では、1項国庫負担金で収入済額が5,306万3,935円となっております。これは歳出の介護給付サービスにおきまして、介護給付金の20%、施設分では15%がこの国庫負担金としてとなっております。

2項の国庫補助金では収入済額が2,905万2,461円でございます。介護給付費や地域支援事業費の国の負担分となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

5款の府支出金では、1項府負担金で収入済額が3,771万3,000円となっております。これは介護給付費の12.5%が、施設分では17.5%がここに当たっております。2項の府補助金では収入済額が247万2,907円で、国と同様に介護給付費や地域支援事業の府負担分となっております。

それから、7款の繰入金、1項一般会計繰入金では、介護給付金の町負担分や事務費に関する費用などで収入済額が4,181万1,715円となっております。

次に、歳出について説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、デイサービス等への在宅の方へのサービス給付費として1億269万6,450円を支出しており

ます。

13ページをお願いいたします。

同項3目の施設介護サービス給付費では、特別養護老人ホームなど施設入所されている方へのサービス給付費として1億379万9,994円を支出いたしております。

2項の介護予防サービス等諸費では、要支援の方へのサービスとして521万1,796円を支出いたしております。

15ページをお願いいたします。

15ページの4項高額介護サービス等諸費では、1か月の自己負担額が上限を超えた場合に支給する費用として、6年度は815万4,083円を支出しております。

また、6項特定入所者介護サービス等諸費では、低所得者の方が施設入所された場合の居住費や食費の軽減に係る費用として1,195万48円を支出いたしております。

それから、3款の地域支援事業費でございます。

1項介護予防生活支援サービス事業費では462万7,077円を支出しております。主には、要支援の方の訪問介護や通所介護に関わる費用等や人件費の一部でございます。

2項の一般介護予防事業費では、ミニデイやおたっしやくらぶなどの介護予防事業に関わる費用として6年度は114万7,327円を支出いたしております。

それから、最後に、19ページをお願いいたします。

7款の基金積立金でございます。6年度は1,070万3,391円を介護給付費準備基金に積立てをいたしました。なお、これによりまして3月末の積立金は合わせて3,026万4,126円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 令和6年度の介護保険特別会計の監査意見を報告させていただきます。

なお、決算額等の内訳については既に報告をされていますので、省略をさせていただきます。

意見書の10ページ、3段落目から報告をさせていただきます。

居宅介護サービス給付費については、ショートステイの総利用日数が、前年度から553日減の2,599日となっており、これは介護施設の移行等によるものです。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の自立支援や介護する家族の負担軽減を目指し、介

護を社会全体で支え合うことを目的として設立された制度ですが、介護を取り巻く諸問題は、高齢者が高齢者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されています。介護を必要としていながらも、介護施設の定員オーバーや人材不足によって必要なサービスを利用することができない介護難民者が出ないように、笠置町の高齢者や財政、介護受給者の動向を常に気に向け、行政としてどう判断するかという認識を持った上で引き続き取り組まれたいと思います。

以上で報告といたします。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第7、認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計については、歳入総額が6,631万7,077円、歳出総額が6,620万2,026円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに11万5,051円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（石原千明君） 認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、概要説明をさせていただきます。

歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額を、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額の数値をそれぞれ読み上げることで説明に代えさせていただきます。

それでは、歳入の説明からとなりますので、決算書1ページを御覧ください。

参考資料は7ページとなります。

後期高齢者医療保険料2,578万7,000円、2,609万9,235円、2,581万1,705円、収入未済額28万7,530円です。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに2,000円。

繰入金3,927万2,000円、調定額、収入済額ともに3,908万7,712円。

繰越金78万8,000円、調定額、収入済額ともに78万8,287円。

諸収入84万6,000円、調定額、収入済額ともに62万7,373円。

歳入合計、予算現額6,669万8,000円、調定額6,660万4,607円、収入済額6,631万7,077円、収入未済額28万7,530円となります。

続いて、歳出の説明に移ります。

3ページをお願いします。

総務費7万6,000円、7万4,763円。

後期高齢者医療広域連合納付金6,447万2,000円、6,442万7,083円。

諸支出金85万5,000円、59万3,278円。

保健事業費119万5,000円、110万6,902円。

予備費10万円、ゼロ円。

歳出合計、予算現額6,669万8,000円、支出済額6,620万2,026円となります。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額6,631万7,077円、歳出総額6,620万2,026円、歳入歳出差引額11万5,051円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は11万5,051円となります。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、事業内容等の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、認定第4号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、主なものについて御説明申し上げます。

決算書の5ページを御覧ください。

まず、歳入予算について御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料で、収入済額が1,616万2,648円となっております。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額が2万6,670円を含んでいることから、収入未済額がマイナス2万6,670円となっております。これは今年度3名の方が年金支給前後に亡くられたり、生活保護受給者になられたりしたことにより保険料の還付が発生いたしました。年金局等からの通知がなかったり相続人からの請求が間に合わなかったりした

ため、年度内での還付ができなかったものでございます。

特別徴収保険料現年分と普通徴収保険料現年分については徴収率が99.10%と、前年度の99.62%から少し徴収率が下がっております。滞納繰越分では45.47%と、前年度42.6%から若干上がっております。引き続き、徴収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では1,219万4,984円でございます。内訳では、事務費繰入金で198万8,708円、保険基盤安定繰入金では保険料の軽減分として町の負担分4分の1、府負担分4分の3、合わせて909万9,374円となっております。事業費繰入金では、人間ドック事業の総事業費の7割に個別健診分を加えた110万6,902円となっております。

2目療養給付費繰入金では2,689万2,728円で、療養給付費の12分の1が相当いたします。併せて令和5年度の精算分49万5,000円が収入済みとなっております。

次に、歳出予算を御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では、徴収いたしました保険料を納付する保険料等の負担金や保険料軽減分の負担金、また療養給付に対する負担金等合わせて6,442万7,083円を支出いたしております。

11ページをお願いいたします。

4款の保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業費では、人間ドックや特定健診に関する費用として110万6,902円を支出いたしております。人間ドックでは8人、特定健診では77名の方が受診されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 令和6年度後期高齢者医療特別会計の監査意見を報告させていただきます。

決算の数値等内訳については既に説明報告がありましたので、省略をさせていただきます。意見書の10ページの下から2行目から報告をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村はその保険料の徴収を担っています。本年度の保険料徴収率は98.9%となり、前年度の収納率より少し減少しています。他の会計同様に引き続き

保険料徴収に尽力されたいと思います。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られていると思いますが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上につなげられたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

議長（西 昭夫君） 日程第8、認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算については、事業収益で得られる収入が8,050万1,604円、事業費用に係る支出が8,188万5,434円でございます。他会計出資金と資本的収入が256万6,667円、企業債償還金に係る資本的支出が1,370万1,138円となり、資本的収支の不足額1,113万4,471円は引継ぎ資金646万2,130円と当年度分損益勘定留保資金467万2,341円で補填いたしました。特例的収入が422万9,019円、特例的支出が933万1,589円となっております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（石原千明君） 認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件について、概要説明をさせていただきます。

私のほうからは、1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出、3ページの特例的収入及び支出について説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款簡易水道事業収益、予算額7,997万7,000円、決算額8,050万

1, 604円。

支出。

第1款簡易水道事業費用、予算額8,488万8,000円、決算額8,188万5,434円。

続いて、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、予算額240万9,000円、決算額256万6,667円。

支出。

第1款資本的支出、予算額1,370万2,000円、決算額1,370万1,138円。

続いて、3ページを御覧ください。

特例的収入及び支出。

収入。

特例的収入、予算額559万9,000円、決算額422万9,019円。

支出。

特例的支出、予算額1,181万4,000円、決算額933万1,589円となります。

以上で私のほうからの説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、事業内容等の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

認定第5号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書全体を通して事業報告とさせていただきます。

業務面におきましては、令和6年度末における給水人口が1,049人で、前年度に比べ5.32%減少しています。年間の有収水量は14万901トンで、前年度比に比べ2.7%減少しています。水道普及率につきましては100%となっております。

経営面におきましては、水道使用料収納率におきまして現年度分で91.03%、滞納分で54.83%でございます。

施設及び機器の修繕及び更新につきまして報告させていただきます。

笠置取水ポンプ1台を修繕いたしました。また、飛鳥路浄水場内のろ過装置の機器の一部を更新いたしました。それと、有市浄水場及び東部浄水場内の設置しています浄水機器を各1台ずつ更新いたしました。

今後は将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいりたいと考えております。

以上で令和6年度笠置町簡易水道事業会計の事業報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、向出健議員。

監査委員（向出 健君） 令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算について監査の審査意見書を報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類及び事業報告等を監査した結果、その意見は次のとおりとなります。

まず、1、審査対象として、令和6年度笠置町簡易水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類。

2、決算審査日は、令和7年8月4日、5日、6日。

3、出席者は、町長、参事、会計管理者関係所属長並びにその課員です。

なお、決算の内容、内訳等については既に報告をされていますので、一部省略して意見を報告させていただきます。

審査の総括意見。

収支予算差引簿及び予算執行状況表に基づき、現預金出納簿及び総勘定元帳、日計表等をあますところなく照査の上、さらにその内容につき検討を加え審査をした結果、決算は計数的に正確であり内容も正確なものであると認めます。

経営状況については、給水収益が年々減少しており、これは給水人口の減少や節水等によるものが大きいと考えられます。今後も給水人口推移等による水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければなりません。

また、未収金については収納確保に取り組まれ、その効果は一定認められますが、今後もより一層の収納に努められるように期待をいたします。

しかしながら、料金水準の妥当性を示す料金回収率は35.8%で、事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況となっています。また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率についても63.05%となっており、施設の更新に対して老朽化の割合が大きい状況であり、人口減少等による水道使用料の減少となっている中で、今後、水道施設の更新や維持管理が増えることが容易に想定されるため、水道料金の見直しも含めた検討が早急に必要ではないかと考えます。

今後も効率的な水道施設の更新、維持管理に努められるとともに、他の自治体と連携した

水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減等、住民から信頼される安定的かつ安心で安全な飲料水供給事業となるよう、これからも尽力されたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本案につきましても、本日は説明にとどめます。

ここで休憩をします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後1時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長。

町長（山本篤志君） 町民の皆様、この本会議の場をお借りいたしまして、熊らしき目撃情報があったということで、皆様にお伝えさせていただきます。

本日午前、笠置町内の南部地区広岡周辺で熊らしき目撃情報がありました。現在、京都府の振興局により確認はしております。その際、もし引き続き熊の目撃情報等ございましたら、役場の建設産業課まで御連絡をお願いいたします。また、熊をもし見かけられたといたしましても、まず慌てずに落ち着いてまず自分の身を守る行動ということを取っていただきたいと思っております。そしてまた、熊であることとかが確認されましたら、改めて防災無線等通じて情報をお知らせさせていただきますので、皆さん、まずは御注意のほどお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 日程第9、承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

第3号の補正予算は、歳入歳出総額18億5,656万4,000円に、歳入歳出それぞれ145万円を追加し、合計を18億5,801万4,000円とするものです。

主な内容は、7月に執行されました参議院議員通常選挙に係りポスター掲示場の区画数が急遽変更となったことや投開票システムの環境整備が必要となったこと、また、定額減税不

足額給付事業における給付額に不足が生じたことなどから、早急に予算措置をする必要があったため専決処分したものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について、歳入予算と総務財政課が所管いたします歳出予算について御説明いたします。

先に歳出予算から説明をさせていただきます。

予算書8ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員選挙費として15万7,000円を増額計上しております。7月に執行されました参議院議員通常選挙におきまして、京都府が示すポスター掲示場の区画数が急遽変更となったことにより委託料を8万4,000円増額、また、投票開票に使用するオンラインシステムについて新たな環境整備が必要となったことにより作業経費を7万3,000円増額計上しております。

続いて、歳入予算でございます。

予算書戻りまして、7ページを御覧ください。

15款府支出金、3項委託金、1目選挙費委託金、5節選挙費委託金で、参議院議員選挙費委託金15万7,000円を計上しております。歳出予算に合わせて委託金を増額計上しておるものでございます。

また、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため129万3,000円を計上しております。

総務財政課分については以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私からは税住民課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

3款民生費、1目社会福祉総務費でございます。定額減税不足額給付事業といたしまして129万3,000円の増額補正を計上しております。こちら定額減税不足額給付事業は、6月定例会におきまして補正予算（第1号）として可決いただいた事業の一つでございますけれども、不足額給付の対象者の見込み漏れが原因として増額補正をさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。承認第3号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付事業にどうして財政調整基金を使うということになったのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

現在、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業といたしまして、今回の増額では財政調整基金を充当させていただいておりますけれども、これ後ほどまた国のほうから限度額通知、決定通知来ましたら、財源の組換えをしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この財政調整基金の処分につきましては、財源が著しく不足する場合というようなことは規定をされております。財政調整基金は令和6年度で1億1,289万661円が取り崩され、令和6年度末の残高が3億5,717万3,918円で、今後の財政運営に不安しかありませんが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、令和6年度につきましては財政調整基金の繰入れを1億2,000万ほどさせていただきまして、現在高のところは3億7,000万円というところで、かなりの繰入れをしたというのが現状でございます。これは今回に限らず毎回予算を組むときには、現課のほうから歳入についての何か特定財源がないのかそういったところをしっかりと見ていただいてなるべく一般財源を使うことのないように、一般財源を使うイコール財政調整基金の繰入れにつながるということでございますので、しっかりそういったところを見極めて、予算の計上していただきたいというふうには申しております。

今回につきましては、まだ補助金のほうが確定していないというところで歳入過多になってもいけませんので、この専決処分の件につきましては、財政調整基金の繰入金を計上させ

ていただいたところで御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

財源の調整のためにこの財政調整基金を使っていいのかというのが、財源が著しく不足する場合というふうな規定されておりますので、そのあたりがどうなのかなというのは疑問に思うわけです。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業はいつ実施され、実施状況を教えてくださいたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

定額減税不足額給付の実施状況でございますけれども、8月の中旬ですね、該当者の方々に案内通知を出させていただいております。9月1日現在で一旦受付のほう締めさせていただきますと、9月19日に振込みをするように現在進めておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しないものは反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第3号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案37号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第37号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町簡易水道事業経営計画等検討委員会を開催するに当たり委員報酬の支払いが必要となるため、追加するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第37号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、今回笠置町簡易水道事業経営計画等検討委員会の委員を選任し、開催するに当たりまして報酬額を追加するものでございます。

新旧対照表の3ページ最初の裏面を御覧ください。

右側にありますのが、改正案となっております。

最下段、簡易水道事業経営計画等検討委員会5、500円、ほかの委員と同様の金額を1行追加したものでございます。説明は以上となります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第37号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置町簡易水道事業経営計画等検討委員会を今設置するという事なのか、また、この委員会の必要性、委員会の内容はどのようなものなのか説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

現在、改定経営戦略策定中でありまして、その素案が出来上がりましたら委員会を開催いたしまして、令和8年度から令和17年度までの水需要の予測、管路更新、需要予測、施設の統合等の複数案を委員さんに検討していただくこととなっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

8 年度からという話なんですけれども、そしたらどうして今この時期にそういうのが必要なのかというのと、それと、委員は何名で、どのようなこと、先ほど検討は言われましたけれども、検討期間はどうかというあたり詳しい内容の説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

委員の数につきましては 10 名以内といたしまして、委員になっていただく方につきましては本町の水道利用で町内 6 地区から一応子育て世帯、単独世帯、核世帯等を選定していく予定をしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの課長のほうの答弁にちょっと若干補足したいと思いますけれども、この検討委員会は今年度 7 年度から開催いたしますので、7 年度に今年度に今回議案を提出させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 37 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 11、議案第 38 号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第38号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

笠置町が出資しております地域商社の笠置まちづくり株式会社に対し、職員の派遣を可能とするため、派遣することができる団体として追加するため、改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第38号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件につきまして説明させていただきます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

第2条におきまして、現在、職員が派遣できる団体といたしまして一般社団法人笠置町観光協会と社会福祉法人笠置町社会福祉協議会を規定しておりますが、これに笠置町が出資いたします笠置まちづくり株式会社に対しましても職員の派遣が可能にするため、第3号として笠置まちづくり株式会社を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第38号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今回の条例の一部改正につきましては、笠置まちづくり株式会社に職員の派遣を可能にするための改正ということですが、笠置まちづくり株式会社はどうなっているのかといった説明が不十分に思います。笠置まちづくり株式会社についての説明、また、その必要性についての説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 笠置まちづくり株式会社につきましては、さきの株主総会におきまして、これまでの役員を一新し、新役員として町長、それから私、それから観光協会及び商工会の副会長の小林氏に役員として就任したところでございます。

当面、業務につきましては、これまでどおりステーションの運営でございますとか、チャレンジショップでの販売等々になってこようかと考えておりますけれども、今後、まちづくり会社がするべき業務等につきましても検討を進めまして、また皆様に御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事、必要性の部分が抜けているように思われますが。参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 大変失礼いたしました。そもそもまちづくり会社町の活性化のため、町が元気になるためという目的を持ちまして設立されたものでございますけれども、この間、御指摘もあるかもしれませんが、思うような取組、事業が展開できていなかったという反省の下、先ほど申しましたとおり、役員体制を一新し、今後、しっかりと取り組んでいくという思いの下、そのようにさせていただいたところでございます。

もとより新たな商品開発でありますとか、現在、キャンプ場冒頭の行政報告にもありましたけれども管理運営者の株式会社一でありますとか、多くの方々と一緒に町を盛り上げていくというような狙いを持って会社を運営していきたいというふうに考えております。

ということで、これまでではなくて町が元気になるように株式会社を運営していきたいなと、そのための会社であるというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置まちづくり会社のこのチャレンジショップですけれども、私が確認したのは8月に既に職員の方が派遣されたと思います。町民の方からも御指摘がありまして、どうしてそんなところに職員が派遣できるのだというようなことが言われております。そのあたりの説明お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） これまで主に土曜日を中心にオープンしていました。基本アルバイト等で対応していたところでございますけれども、アルバイトのやりくりがつかないときでありますとかにはうちの希望のまち推進課が所管もしておりますので、その担当に鍵を開けさせに行ったり、業務を担当させとったということでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

やはりそういうときもちゃんとこういった条例等整備をされてからしたらよかったんじゃないかなと思うんですけれども。

また、8月この27日に府政懇談会が行われまして、西議長が出席をされました。笠置町

は職員数が最少の50人で人員不足で人的派遣や財政支援を強く要望されておりました。笠置町は人員不足の中、社会福祉協議会に職員を派遣され、今回また笠置まちづくり株式会社に派遣ということです。町民の方から不適切であるという声もあります。

定員管理はどのようになっているのかなどお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたとおり、町長のほうからも府政懇談会のほうでの要望もしていただいていますとおり、現在、定数50名の中で欠員も出ている状況でもございます。職員の中で何とかやりくりをしながら行っているところですが、必要なところには派遣も行う、税機構、それから東部連合等も派遣も必要となってきております。また、業務の関連性から今回社会福祉協議会であったり、またまちづくり株式会社のほうにも派遣も必要となってきておりますが、庁内での事務の見直しであったり、外部委託できるもの、外部にその派遣先に業務を持っていけるもの等も考えまして、今の定数を維持しながら職員の配置また令和8年度に向けて考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第38号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第38号、笠置町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第12、議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例

一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正により、条項番号が変更されたため、笠置町簡易水道事業設置等に関する条例に関する部分につきまして改正をするものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正について御説明いたします。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、地方自治法の改正に伴いまして条項番号が変更されたため、笠置町簡易水道事業設置等に関する条例に関する部分につきましても改正をするものでございます。

議案書の最終のページを御覧ください。

新旧対照表でございませぬ。

左側の現行（議会の同意を要する賠償責任の免除）第5条中の下線箇所「第243条の2の8第8項」を右側の改正後（案）の下線箇所「第243条の2の9第8項」に改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第39号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きます。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第39号、笠置町簡易水道事業の設置等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第13、議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が共同で検討を進めておりますごみ処理広域化におきまして、施設の整備に要する適地を選定するに当たり、構成市町村長の諮問に応じる附属機関として委員会を設置するものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定について御説明させていただきます。

議案書かがみをめくっていただきまして、条例の本文でございますが、第1条、設置でございます。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が共同で進めているごみ処理広域化に係る施設の整備に際しまして、適地選定をするために、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会を置くとするものでございます。

第2条、所掌事務でございます。

本委員会では、施設の整備に要する適地選定、また、構成市町村長が必要と認める適地選定に係る事項、例えば基本構想と選定業務のスケジュールの相関など適地選定に附随する事項について構成市町村長からの諮問に応じまして、調査、審議、結果の答申を行うものでございます。

第3条、補則でございます。

条例にて定めるもののほか、必要事項に関しましては、構成市町村長が協議して定めるも

のでございます。

なお、本条例の施行期日は令和7年10月1日でございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第40号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

ごみ処理の広域化に当たりまして適地を選定していくための委員会を設置するということですが、そもそも適地を選ぶためにはどういう施設を造るのか、施設の規模であったり、焼却どういう炉を使うのか、こういうところが定まっていないと、なかなか適地を選定するのが難しいのではないかとというふうに考えます。その点についてはどういうふうにお考えなのか。そして、特に住民に対してどういう方向で進むかということがまだ基本構想もまだきっちり固まっていない中で拙速ではないかというふうにも考えるわけですが、そのあたりについてどのようなお考えをお持ちか答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

適地を選ぶに際して、規模ですとか、処理方式、また住民への周知どのように考えているかという御質問でございますけれども、令和6年4月1日で設置いたしましたごみ処理広域化検討協議会、また基本構想検討委員会、こちらに通じまして現在様々な協議が進められているところでございます。

事業方式につきましても、組合設立とするのか公民連携とするのかなどこれからそれらについて話し合いを重ねていく状況でございます。

また、周知に関しましては、基本構想中間案が今まとめられようとしておりますので、そのタイミングでまたパブリックコメントの募集もかけたいと思っておりますので、住民の方々に周知をしてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

あくまで懸念事項ではありますけれども、産廃を入れていくという方向性が伊賀市のほう等でも意見が出たり議員のほうからあったりするということで、行政当局も必ずしも否定的な立場でないようなこともお聞きをしています。そういった懸念が一つあります。

こうした懸念もう一つ、そういう産廃も入れて特に発電できるような焼却施設はどうかと

いうことも全く排除されていないようにもお聞きしています。こういう大事なテーマについてやはり町としてどういうふうにしていくのか、そういうところがやはりきちっと定まらない中で、この選定委員会がもう設置をしてしまうとどんどん議会の関わりもこれ以上できずにどんどん進んでいってしまうのではないかなというような心配や懸念が非常にあるんですけども、そういった点どのようにしていくのか、やはりもう少しきっちり固まってよいかどうか、この方向でいってもいい悪いて判断が今の段階でちょっとできにくい状況だと思います。

情報も十分に示されていないかなというふうに思うんですけども、少なくとも当町としてそういう方向性、特に発電していくとなるとごみを減らしていくという方向ではなくて逆にもっと燃やすような方向ということも出るのではないかなとか、大事な点についてやっぱり町としてはどういう立場で望むのかということもやっぱりきちっと示されていないといけないのではないかなと思うんですけども、今現在ではどのようにその点お考えかお示しをいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

まず1点、最初に冒頭のほうに向出議員のほうから伊賀市のほうで産業廃棄物ということの御発言ございましたけれども、これちょっと正しくございませんで、特に伊賀市のほうということではございません。ただ、先ほど組合設立というのは公的な部分が設置してという部分でございますので、その部分で産業廃棄物を入れるかということまでの議論ではないんですけども、やはり民間を使うという意味で見るときには当然産業廃棄物ということも入ってくるのも検討の中に入っております。ただ、あくまでもそれはまだ検討しておる段階でございますので、事業方式等につきましてはまだ検討段階でございます。

なので、確かに定まらないというのはございますけれども、4市町村集まってやっておりますので、なかなかそれぞれの課題ということも全く違う状況もございます中でやはり前に進んでいく中で、今4市町村の合意の中でまずはあらゆるどのような形になってもまず場所が必要であるということも踏まえて、まず適地のほうをもう進めていこうということで4市町村の中で合意したものでございますので、今回提案させていただいたものでございます。

また、このあたり基本構想をパブリックコメント通じて皆様方にも御説明しっかりさせていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対ですか。まず、原案に反対のものの発言を許します。1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

議案第40号について反対討論をさせていただきます。

ごみ処理の広域化実施については、笠置町のごみ処理をどうしていくのかという一つの処理の方法として広域化自身には反対という立場ではありません。しかし、現在、先ほども指摘しましたように、やはり焼却炉の内容であったり、規模であったり、または方式等々が定まらない中でよいか悪いか十分な情報も提供されない中で進めていくのはどうなのか、議会がこれ以上関われないところで違う方向にいくという心配があります。

また、産廃の問題というのはあくまで懸念としてですけれども、それが決まっているとか、それでいくということにはっきりになっているということではありませんけれども、やはりそういう方向もまだまだ導入されていく危険性、懸念というのは全く払拭されている状態ではないというふうに思います。また、ごみの減量にも反するような形を取られることもちょっと心配としてあります。

特に住民の方のお知らせというのは弱いのではないかと。パブリックコメントはされるということで、それはいい方向ではありますけれども、やはりこういう内容で進んで本当にいいのかという十分な情報が議会にも住民にも不十分なまま選定委員会がどんどん進んでいってしまうことには非常に懸念があります。

そのことを表明いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長(西 昭夫君) 次に、原案に賛成のものの発言を許します。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定については、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立多数です。したがって、議案第40号、伊賀市、名張市、笠置町及

び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第14、議案第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置規約について、提案理由を申し上げます。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村が共同で検討を進めておりますごみ処理広域化について、ごみ処理広域化施設適地選定委員会を構成市町村共同で設置するに際し、委員会運営に係る規定などを定めるものでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼をいたします。

議案第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置規約について、御説明させていただきます。

議案書かがみをめくっていただきまして、条例の本文でございますが、第1条、共同設置でございます。さきの設置条例で可決いただきました伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会につきましては、共同設置するものでございます。

第2条、委員会の名称でございますが、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会でございます。

第3条、委員会の執務場所につきましては、伊賀市さくらリサイクルセンター内としております。

第4条、委員会の所掌事務についてでございます。委員会においては、構成市町村長の諮問に応じて施設整備に要する適地選定に関する事項、またそれに関連する事項について調査、審議し、その結果を構成市町村長に答申するものでございます。

第5条、委員会の組織につきましては、委員10人以内で組織することとしております。

第6条、委員についてでございます。委員の候補者を構成市町村長が協議し、伊賀市長が選任するものとしておりまして、委員の欠員、解職、退職の際の取扱いを定めております。

次のページお願いいたします。

第7条、委員の任期でございますが、第4条で定めております所掌事務が終わるまでとしております。

第8条、会長及び副会長については、委員の互選によりまして、会長、副会長それぞれ1名を置くものとしております。

第9条、会議についてでございます。委員会の会議につきましては、会長が招集し、会議の議長となること、委員の過半数の出席が開催要件であること、非公開会議であることなどが定められております。

第10条、委員以外の者の出席でございますけれども、必要に応じて委員以外の方の出席、説明、意見を伺うものができるものとしてございます。

第11条、守秘義務についてでございます。本委員会を通じて知り得た情報につきましては、職を退いた後もほかに漏らしてはならないというものでございます。

3ページ目でございます。失礼いたしました。次のページでございます。

第12条、委員会の補助職員についてでございますけれども、構成市町村の職員が事務の補助に当たりまして、職員定数などは構成市町村長が定めるものとなっております。

第13条、歳入歳出予算につきましては、伊賀市の一般会計歳入歳出予算に計上、伊賀市長が執行するものとしております。

第14条、負担金についてでございます。委員会において必要な経費は構成市町村長が協議によって定めましてそれぞれに負担し、伊賀市に納付することとなっております。

第15条、特定の事務に要する経費でございます。第14条において決定した負担金とは別に市町村ごとに委員会に附随する特定の事務をする場合においては、その市町村で予算を計上し支出するものでございます。例えば議会への説明資料のコピー経費ですとか、会議出席のための旅費などの支出がこれに当たるものでございます。

第16条、委員会の事務の管理及び執行に関する条例等でございます。委員会設置を共同で行うものとして、構成市町村として相互に調整することを規定したものでございます。

第17条、委員の身分の取扱いに関する条例等についてでございます。委員の報酬額などについては、伊賀市の条例等に基づいて行われるものでございますけれども、これらの関連条例等について伊賀市制定、改廃する場合は事前に構成市町村と協議し、通知することを規定したものでございます。

4ページ目を御覧ください。

第18条、補則でございます。本規約に定めるもの以外に必要な事項につきましては、構

成市町村長が協議するものとしております。

なお、本条例の施行期日は令和7年10月1日からでございます。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第41号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

施設の候補地として4市町村から可能な限り均等な距離で交通の便が極端に悪くなく、住宅密集地や学校、病院などの周辺ではなく、既存の施設の地域は除くことや面積が2万平方メートル以上で大規模な造成をしなくてもよく、地権者が極力少なく、電気、水道が整備されているという条件として、4市町村でそれぞれ1か所以上の候補地を抽出したと報道されておりましたが、笠置町から何か所の候補地を抽出されたのか、また、今後、施設の適地の選定はどのように進められていくのか説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼します。

笠置町から何箇所適地を選定したかということでございますけれども、箇所数につきましては1団体につき何箇所出したかということにつきましては非公開という形になっておりますので、ここで申し上げることはできません。

あと、これからどういう形で進められていくかという話ですけれども、まずはこの委員会の共同設置をお認めいただきまして、構成市町村長と共に、専門的知見を有した委員の方々と共に候補地に関しましてどのような状態にあるかも含めまして定性評価、定量評価という項目に照らし合わせまして進めていきたいと思っております。適地選定委員会のほうで決定した事項につきましては、各構成市町村長に答申するというような流れになってございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

第5条で委員会の委員が10名以内ということを規定されておりますが、笠置町から何名の委員が選出されるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 笠置町から具体的な人数というのは申し上げられないですけれども、参事のほうで委員となるというような形では進める意向でございます。以上でございます。

す。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、14条の負担金についてはどういう計算になるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 後ほどの議案の補正予算のほうでも出てくる形になりますけれど

も、今回補正の予算でお願いしておりますコンサルの事業に関しましては、均等割という形で各市町村4分の1という形での経費負担をさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置については、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第41号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置については、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第42号、裁判の和解の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山本麻也議員の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第42号、裁判の和解の件について、提案理由を申し上げます。

令和6年12月に京都地方裁判所に提訴された令和6年（ワ）第2913号損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第42号、裁判の和解の件につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

京都地方裁判所令和6年（ワ）第2913号損害賠償請求事件について、下記のとおり裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1、和解の相手方。

2件ございます。

京都府木津川市、株式会社サンセイ代表取締役山本孝文氏。

京都府相楽郡笠置町、山本工業こと山本豊治氏。

2、和解の概要でございます。

1つ目、被告、笠置町でございます。原告こちらは株式会社サンセイのほうでございます。本件解決金として146万9,837円の支払い義務があることを認める。

被告は、原告株式会社サンセイに対し、先ほどの金員を京都地方裁判所の指定する日に限り、原告株式会社サンセイの指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

2つ目でございます。1、被告（笠置町）は、原告山本工業に対し、本件解決金として、39万7,434円の支払い義務があることを認める。

2といたしまして、被告は原告山本工業に対し、先ほどの金員を京都地方裁判所の指定する日に限り、原告山本工業の指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

3つ目、原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。

4、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるほか何らの債務債権がないことを相互に確認する。

5、訴訟費用は各自の負担とする。以上でございます。

3、といたしまして、事件の概要でございます。

令和5年11月13日に、塚本橋橋梁維持修繕工事及び町道根台1号線交通安全対策工事の指名競争入札を実施、塚本橋橋梁維持修繕工事は株式会社サンセイが、町道根台1号線交

通安全対策工事は山本工業がそれぞれ落札しましたが、翌11月14日に最低制限価格の算定誤りが発覚し、原告らに入札をやり直す旨を連絡しましたが了承を得られず続行することとなり、落札決定通知及び契約書を手交しました。

しかし、本来正当に最低制限価格を算定していれば、他の事業者が落札することになることから、契約続行はできない旨を原告らに通知し、落札決定取消通知書を手交しました。

原告らからは、損害賠償請求通知書が送付されましたが、原告側が、町でございますが、算定した損害賠償額と、すみません、原告側が算定した損害賠償額と当町が提示した損害賠償額が乖離していたため、原告らはこれを不服として令和6年12月、損害賠償請求事件として京都地方裁判所に提訴されたというものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第42号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きます。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

裁判の和解ということで、株式会社サンセイに146万9,837円、山本工業に39万7,434円の解決金として支払うということですが、このほか弁護士費用や訴訟費用等合計すると幾らになるか教えていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

弁護士費用につきましては、当初に着手金といたしまして令和6年度の補正予算で1回計上しております。今回この和解ということになりましたので、最終の金額を計上させていただきまして、当町のほうの顧問弁護士にお支払いする金額といたしましては55万円と、6年度と7年度とで55万円になるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 訴訟費用とかはもうこの振込の手数料とかも含めて合計幾らになるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

今回補正予算で上げさせていただいておりますのが、弁護士費用といたしましては22万円、振込手数料というものは、振込手数料は公金になりますので、その全ての会計の経費のほうからさせていただきます。ですので、今回合計で208万8,000円を補正予算に計上させていただいております。令和6年度につきましては33万円ということになります。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この件について原因はどこにあるのか、また、責任者の処分をどうされるのか、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの責任についての御質問でございますが、和解に応じる、当然和解金を支払うということで責任は町にあるというふうに考えております。ただ、その責任のじゃ誰かという部分につきましては、あくまでも町がやった行為でありますので、町に責任があるということでございます。こちらも以前お答えしたかもしれませんが、責任の所在、担当した者が誰もいないというのも本音でございます。その中ではあくまでも町がやった行為ということで現実的には責任というの誰がというところにつきましては、そこまで問えないのかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1つ目の質問と2つ目の質問が重なっていたように思いますので、もう1問許可をします。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この件につきましては、不適切な事務により町の大切なお金240万ぐらいですかね失われるわけです。やはり責任者の処分とか損害賠償ということをしなければいけないと思います。以前、大川原の冤罪事件でも実質処分はできない退職者にも処分相当とされたところですが、もう一度そのあたりの見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの御質問でございますけれども、裁判の過程の中で本町の顧問弁護士のほうからの意見といたしましては、最終的に取った、前町長が最終決定したわけですけれども、最終的な判断というのは決して誤りではないということが、それは顧問弁護士のほうからの意見でございます、その旨も裁判過程の中で申し上げたように聞いております。その中でじゃ何が、結果としてただ判断的に最初に誤りがあったということにつきましては、根本的な原因ではやはり町の積算ミスであったということがありますので、そのあたりでいきますと、まず、やっぱり原因自体は町の発信した行為の問題だと思っております。

ですので、なかなか今回のケースで考えますと、単純に誰かということは多分判断が私どももできないと思っておりますし、確かに最終的には町の町民の皆さんの税金を使うわけでございますので、このあたり今後のミスがないようにということ、これ多分その当時の議会

の中でも御答弁したと思います。ですので、私どもも今の立場でいきますと、今後こういうことは二度と発生させないという形で御理解を賜るように考えておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、裁判の和解の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第42号、裁判の和解の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第42号、裁判の和解の件は、原案のとおり可決されました。

山本麻也議員の入場を求めます。

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

第4号の補正予算は、歳入歳出総額18億5,801万4,000円に歳入歳出それぞれ6,753万3,000円を追加し、合計を19億2,554万7,000円とするものです。

主な内容としましては、公共交通の最適化を図るための実証を行う交通空白解消緊急対策事業や企業版ふるさと納税を活用した地域活性化推進事業補助金などに係る経費を計上しております。

歳入につきましては、普通交付税の交付額確定による増額、また国庫支出金や指定寄附金を増額計上し、財政調整基金の繰入額を減額しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件について、歳入予算と総務財政課が所管いたします歳出予算について御説明いたします。

予算書7ページを御覧ください。

12款1項1目地方交付税で、普通交付税3,288万5,000円を計上しております。令和7年度普通交付税額の算定作業が終わり確定となりましたので、増額するものでございます。

続いて、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を239万円増額計上しております。交付金の追加分が示されましたので、定額減税不足額給付事業と地域振興券の配布を予定しております。物価高騰対策事業の財源として増額計上しております。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金27万5,000円につきましては、後期高齢者医療のシステム改修費用の財源とするため、後期高齢者医療特別会計への繰出金に充当するものでございます。

続いて、観光振興事業費補助金としまして212万4,000円を計上しております。歳出予算で計上しております観光まちづくり支援事業の財源とするものでございます。

また、交通空白解消緊急対策事業補助金として2,229万9,000円を計上しております。歳出予算にあります交通空白解消緊急対策事業の財源として内示額を計上しております。

2目民生費国庫補助金では、地域診療情報連携推進費補助金として11万5,000円を計上しております。医療費助成に係るシステム改修に対し2分の1の補助がつくため、歳出予算に合わせて計上しております。

続いて、中段、16款府支出金、2項府補助金、5目商工費府補助金で、地域商業活性化事業費補助金22万9,000円を計上しております。歳出予算で計上しております地域消費生活緊急拡大事業補助金として商工会に交付するものの府補助金分でございます。

続いて、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金で3,000万円を増額計上しております。歳出予算で説明をさせていただきますが、企業版ふるさと納税制度活用事業として寄附金の20%を報償費に、75%を企画提案者の補助金に、残りの5%を笠置町企業版ふ

るさと納税実施要綱にのっとり寄附対象事業に活用するとして交通空白解消緊急対策事業に充当するものでございます。

最後に、19款繰入金、2項基金繰入金ですが、交通空白解消緊急対策事業の一般財源分に充当するため、3目地方創生基金繰入金を455万4,000円増額計上し、財源調整としまして1目財政調整基金繰入金を2,733万8,000円減額計上しております。

続いて、歳出予算でございます。

予算書の9ページを御覧ください。

上段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業で208万8,000円を計上しております。先ほど議案第42号で説明をいたしました裁判の和解金と弁護士費用でございます。

中段、同項5目財産管理費としまして、修繕料50万円を計上しております。当初予算で小修繕として20万円を計上させていただいておりましたが、第2庁舎の自動ドアの修繕など早急な対応が必要であったため、既に予算額のほとんどを執行しております。施設の経年により部品交換も費用が高くなる傾向となっております。住民の方への御不便をおかけするような事案が発生した場合には早急に修繕対応ができるよう備えとしまして50万円の予算を確保させていただきたいというふうに考えております。

また、職員の人件費でございますが、当初見込んでおりました時間数を超過いたしましたので、不足分をそれぞれの科目に増額計上しております。

総務課が所管します予算につきましては、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 希望のまち推進課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、公共交通事業で2,835万3,000円を計上させていただいております。交通空白解消緊急対策事業といたしまして、笠置町内のデマンド交通につきまして、京都府、南山城村の協力を得て実証実験等を行うこととして国の補助金を獲得することができましたので、その必要経費を計上しております。

なお、実証実験につきましては、南山城村で実施されている村タクの運行区域を笠置町まで拡大し行うことを想定しており、11月から実証ができるよう進めていきたいと考えております。

次に、6目企画費、ふるさと納税事業で2,850万円を計上させていただいております。これは町の活性化や地域課題を解決するための事業を企業版ふるさと納税を活用し事業展開していくものでございます。事業実施に当たりましては、事業者から町の活性化や地域課題を解決するための事業提案を受けまして、町がそれを認定した後、同事業に賛同する企業に企業版ふるさと納税を募り事業実施していくものでございます。

続きまして、予算書11ページを御覧ください。

一番下段でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、商工振興事業で22万9,000円を計上しております。商工会に交付いたします地域消費生活緊急拡大事業補助金につきまして、京都府の補助金交付決定に伴い増額するものでございます。

12ページに移りまして、3項観光費でございます。観光事業といたしまして232万6,000円を計上させていただいております。観光まちづくり支援事業といたしまして、笠置まちづくり株式会社の事業展開を専門人材が伴走支援するための経費として国の補助金を獲得することができました。この補助金を活用いたしまして、まちづくり会社の事業を具体化していきたいというふうに考えております。

以上で、希望のまち推進課の説明は終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。

私からは、税住民課が所管いたします歳出補正予算について御説明させていただきます。

予算書の11ページを御覧ください。

4款衛生費、1目塵芥処理費でございます。ごみ処理広域化検討事業といたしまして、負担金121万3,000円を計上しております。こちら先ほど条例等を可決いただきましたごみ処理広域化施設適地選定委員会に関連する費用としまして計上させていただいております。主に候補地選定業務に対する評価項目や評価基準の策定など、コンサルタントとして専門的知識を知見を活用するための費用となっております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

私のほうからは保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の10ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉総務事業で23万

1, 000円を計上いたしております。これは令和8年度以降、全国規模で実施される医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修費として計上するものでございます。

次に、4目老人福祉費、繰出金事業で27万5,000円を計上しております。議案第46号で説明させていただきます後期高齢者医療のシステム改修費の財源として繰り出すものでございます。

また、福祉医療事業では令和6年度補助金確定に伴い、府支出金返還金として7,000円を計上いたしております。

続いて、11ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種で10万8,000円を計上いたしております。内訳は、風しん追加的対策事業では1万7,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業で9万1,000円であり、いずれも事業終了による国庫補助金等の確定に伴う返還金として計上するものでございます。

以上、保健福祉課の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算について御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費で負担金補助及び交付金で22万円を計上させていただきます。簡易水道事業、簡易水道事業補助金といたしまして、後にできます議案第47号の経営戦略策定委員の報酬に充当させていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入歳出ともに1款ごとに質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。

12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで12款の質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

15款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫交補助金の1節総務管理費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の239万円はどこに充当されるのかお聞かせ

ください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどおっしゃっていただきました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金239万円の内訳でございますが、定額減税不足額給付事業と地方振興券の配布を予定しております。物価高騰対策事業というものが別にごさいます、そちらの2つの事業に計上する予定でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで15款の質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで16款の質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

寄附金で3,000万円計上されております。これは企業版のふるさと納税ということで、歳入の見込みがあるのかそのあたり説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 現在、その方向で取組を進めたいと考えておりまして、企業版ふるさと納税いただけるものだと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この3,000万いただけるものだと思いますということなんです、もしそれが入ってこなかったらどうなるのかというのがあるんですけども、支出が抑えられて入も抑えられるということになるんですけども、これは見積りというのはかなり不確定なものなのか、そのあたりはどうなんでしょう。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 具体的にどこの企業というところまでは至ってはおりませんが、寄附いただけるように努力してまいります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで18款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで19款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この一般管理の職員手当、時間外勤務手当が112万7,000円計上されております。

こういった理由とか内容の説明をお願いしたいと思います。

それと、公共交通事業で会計年度任用職員が381万3,000円計上されております。

また、内容についても説明をお願いしたいと思います。

それと、このデマンド交通の件についてなんですが、一部の住民の方がまだ議会に提出されていないような状況で御存じなんですね。やはりちゃんと住民の方はその周知を早くしろとか、何で議員の方が知らないんだというふうな批判を受けるわけですよ。ですから、こういった情報の漏えいはやめていただきたいというふうにくれぐれも思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問の中で職員人件費の時間外手当の内容につきましての御質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

当初見込んでおりました人員から異動等もございまして、時間外手当の単価も変わってきております。また、職員の健康管理の面もございまして、なるべく時間外手当、時間外勤務が増えないようにと最初の当初のところと少ない時間数で見込んでおりました、何とか現課のほうで頑張ってくださいというふうをお願いをしていたところとありますが、また、事業内容もその年によって違ってまいりますので、見込んでいた時間数以上に超過してしまったというところとございます。

総務財政課のところと希望のまち推進課、それから社会福祉の関係ではございますが、本

当に時間外手当だけではなく職員の健康管理も含めまして、できるだけ時間外勤務の時間数が増加しないように今後努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 公共交通事業の公共空白解消緊急対策事業の会計年度職員でございますけれども、ドライバーを想定いたしております。

また、情報漏えい等々先走ったことにつきましては、今後、十分気をつけたいと思います。失礼いたしました。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

十分職員の健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

あと、交通の空白解消緊急対策事業の委託金2,369万1,000円ですね、このあたりの内容と、またドライバーは何名で、そのあたりの詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 失礼いたします。

ドライバーにつきましては3名程度予定をいたしております。

また、今お尋ねいただきました委託料でございますけれども、今回の実証に係る運行の委託料、それから併せましてどのようなニーズがあるのかというような調査も併せて行いたいと思っておりますので、その経費もその中に含ませていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで2款の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで3款の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで4款の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

観光まちづくりの支援事業として232万6,000円計上されております。専門の人材2名を雇用し、まちづくり株式会社に派遣するとのことですが、雇用形態等について説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼希望のまち推進課長事務取扱。

参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦男君） 失礼いたします。

伴走支援直接雇用というふうな形ではなくて、来ていただいたときに報償費なりでお支払いをさせていただく予定にしております。現在、伴走支援をいただく方2名を予定しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで6款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今回の補正予算の中にはごみ処理広域化検討事業が含まれております。議案40号の条例のときにも述べた同等の理由において反対としたいと思います。

なお、他の事業、村タクの笠置町への区域の延長事業や、また、企業版ふるさと納税制度活用事業などについては非常に意義のあるものだということを述べまして、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立多数です。したがって、議案第43号、令和7年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時05分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長(西 昭夫君) 日程第17、議案第44号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第44号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出総額2億522万6,000円に歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、総額を2億540万2,000円とするものです。

国民健康保険の資格喪失の手続により国民健康保険税の過年度分還付金が発生し、予算額に不足が生じるため、予算の増額措置をお願いするものでございます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(草水英行君) 失礼をいたします。

議案第44号、笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件について御説明いたします。

さきの議会で可決いただきました補正予算(第1号)と同じ内容ですけれども、社会保険に加入をされていた方が令和7年度に資格喪失届を提出されたことによりまして、令和6年度に納めていただいていた国民健康保険税に還付が生じることで償還金が不足となる見込みであることから、補正をお願いするものでございます。

歳出から説明させていただきますので、予算書の最終ページ8ページを御覧ください。

6款諸支出金、1目の償還金でございます。現在、10万円の過年度税還付金を計上いたしておりましたが、予算額を超える還付が発生しておりますので、補正予算(第1号)に続きまして今後の還付発生も考慮いたしまして17万6,000円を計上するものでござい

ます。

前のページ7ページに戻っていただきまして、歳入ですけれども、歳出の補正額17万6,000円に合わせまして7款繰越金、前年度繰越金として同額の17万6,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入と歳出に区切って質疑を行います。まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第44号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第44号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）

の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,566万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,684万6,000円とするものでございます。

主な内容は、令和6年度事業確定に伴う償還金1,566万8,000円を増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、失礼いたします。

議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御説明を申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算から説明をさせていただきます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。償還金事業で1,566万8,000円を計上させていただいております。これにつきましては、令和6年度の介護保険給付費や地域支援事業支援交付金等の確定に伴い発生した国庫支出金等の返還金を計上したものでございます。

続きまして、前に戻りまして、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金として1,566万8,000円を計上しております。これにつきましては先ほど御説明いたしました償還金事業の財源として計上したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第45号、令和7年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第19、議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,578万8,000円とするものでございます。

主な内容は、電算システムのシステム改修に伴う委託費の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。

議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件について御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般事務事業として27万5,000円を計上いたしております。これは令和8年度に創設される子ども・子育て支援

金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に伴う委託料として計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、事業費繰入金として27万5,000円を計上いたしております。先ほど説明いたしました一般事務事業の財源として27万5,000円を計上しておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入と歳出に区切って質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通じて全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第46号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第20、議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の収益的収入既決予定額9,468万4,000円に、収入予定額95万2,000円を追加し、収益的収入予定総額を9,563万6,000円といたしまして、収益的支出既決予定額を9,726万4,000円に支出予定額22万円を追加し、収益的支出予定総額を9,748万4,000円とするものでございます。

主な支出内容につきましては、経営戦略策定委員会委員報酬でございます。

御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件について御説明いたします。

予算書の最終ページの5ページを御覧ください。

収益的支出から御説明させていただきます。

1款簡易水道事業費、1項営業費用、3目業務費、笠置町簡易水道事業経営戦略改定委員報酬といたしまして22万円の増額補正を計上しております。

これにつきましては、本年度に改定戦略策定をするに当たり、本町水道利用者の意見、助言を計画に反映させるため、10月末までに委員会を設置し、年度末までに検討委員会を4回開催する予定をしています。委員につきましては10名以内とし、本町の水道利用者で町内6地区から子育て世帯、単独世帯、核家族世帯等から選定させていただき予定しております。報酬につきましては先ほど可決いただきました議案第37号に基づきまして日額5,500円といたします。

続きまして、収益的収入について御説明させていただきます。

1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、一般会計補助金で経営戦略改定委員報酬22万円を、また、公募型物品売払いで旧の給水車が売却できましたので、その他雑収益で73万2,000円の増額補正を計上しております。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は収入と支出に区切って質疑を行います。まず、収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

ここに経営の戦略改定委員という報酬が上がっていますが、今の説明ではその議案37号の簡易水道事業の経営計画等の検討委員と同じメンバーということなんでしょうか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 建設産業課長。

建設産業課長(植田将行君) 由本議員の御質問にお答えいたします。

すみません、同じメンバーでございます。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

一方で簡易水道事業の経営計画等の検討委員として報酬を出すのに、こちらでは経営の戦略の改定の委員報酬ということで出すんでしょうか、その辺ちょっと理解できないんですけども、説明をお願いしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 暫時休憩します。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時39分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの由本議員の質問に対する答弁から始めます。建設産業課長。

建設産業課長(植田将行君) 失礼をいたします。

先ほどは答弁すみませんでした。設置要綱は簡易水道事業計画と検討の委員としておりますので、報酬条例ではその委員の名称を使用しています。検討委員の中には経営戦略や水道料金改定など審議していただくことになっており、今年度につきましては、経営戦略について審議していただくため、こちらの名称を予算計上の名称にさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

議長(西 昭夫君) 建設産業課長。

建設産業課長(植田将行君) はい。

議長(西 昭夫君) 議案第37号の簡易水道事業経営計画等検討委員会の中に、この経営戦略改定委員と水道料金改定委員も入っているということですか。

建設産業課長（植田将行君） はい、そのとおりです。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

今の植田課長の説明にちょっと補足させていただきます。

設置要綱の中では、先ほどさきに議決いただきました第37号、簡易水道事業経営計画等検討委員会、これが設置要綱がございます。報酬のほうはもちろんその名称で上げていたところではございますが、担当課の所管課のほうにおきまして、今年度その経営戦略等の改定を行っていただきたいという思いがというか、そういうことをしていただくというところで、正式な名称は先ほどの第37号、経営計画等検討委員会とすべきところであったんですけども、経営戦略等の改定の委員と改定業務というところがありましたので、そちらの名称を使っておりました。もちろん事前に調整をして確認、同じ名称にすべきだったところではございますが、ちょっと所管課の内部のほうで調整がうまくいっていなかったというところでそのままの業務の内容を記載してしまったというところがございます。

御指摘のとおり、2つの委員があるのでもないですし、ありませんし、検討委員会の中でこういう業務をしていただくというところがございますので、今後、統一した中で会議のほうはこの名称を正式な名称のほうで招集して業務等しっかりと業務であるという説明をした中でさせていただきたいと思えます。

本来統一同じ名称にすべきところであったものでございますので、誠にややこしいことになりまして、申し訳ありませんでした。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午後3時44分

再 開 午後3時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。参事。

参事（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第47号におきまして、先ほど休憩前に説明させていただきました内容、委員の名称について訂正させていただきます。

まず、議案第47号提案理由の中の4行目、経営戦略改定委員会委員ではなく、簡易水道事業経営計画等検討委員というふうに変えさせていただきます。

それと、予算書資料になります5ページの実施計画明細書の御指摘いただいております支出の説明欄、経営戦略改定委員報酬となっておりますところは、簡易水道事業経営計画等

検討委員報酬というふうに修正させていただきます。

誠にも申し訳ございません。よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

由本議員、それでオーケーですか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） ほかになければ質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第47号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月25日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時49分